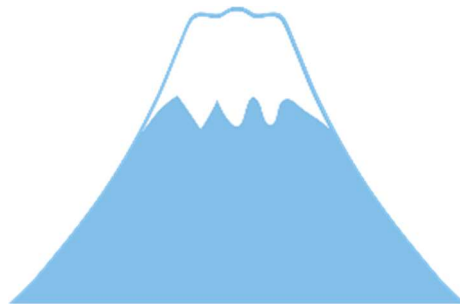


富士市こども計画（案）



第1章 計画の策定に当たって

計画策定の背景

富士市ではこれまで、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図る「第二期富士市子ども・子育て支援事業計画」、全ての子ども・若者が健やかに成長し、心豊かに自立した生活を営むことができる地域社会を実現するための「第二次富士市子ども・若者育成支援計画」、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「富士市子どもの未来サポートプラン（子どもの貧困対策計画）」、多くの市民が家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる社会を創造するための「はぐくむ FUJI 少子化対策プラン」を策定し、子どもに関する様々な施策を総合的に推進してきました。

このたび、子ども基本法と富士市子どもの権利条例に基づき、これまでの計画と新たに「子どもの権利推進計画」を一体化した「富士市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、より一層子どもや若者、子育て家庭に対する施策を総合的に推進していきます。

計画の位置付け

本計画は、子ども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」を含む。）、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの未来サポートプラン（子どもの貧困対策計画）」、少子化社会対策基本法に基づく「はぐくむ FUJI 少子化対策プラン」及び富士市子どもの権利条例に基づく「子どもの権利推進計画」を一体的に位置付けます。

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和13年度までの7年間を計画期間とします。

計画の対象

本計画は、全ての子どもと子育て当事者を主たる対象とします。

また、取組により、市民、地域、育ち学ぶ施設など、子どもに関わるあらゆる立場の個人や団体等が連携や支援の対象となります。

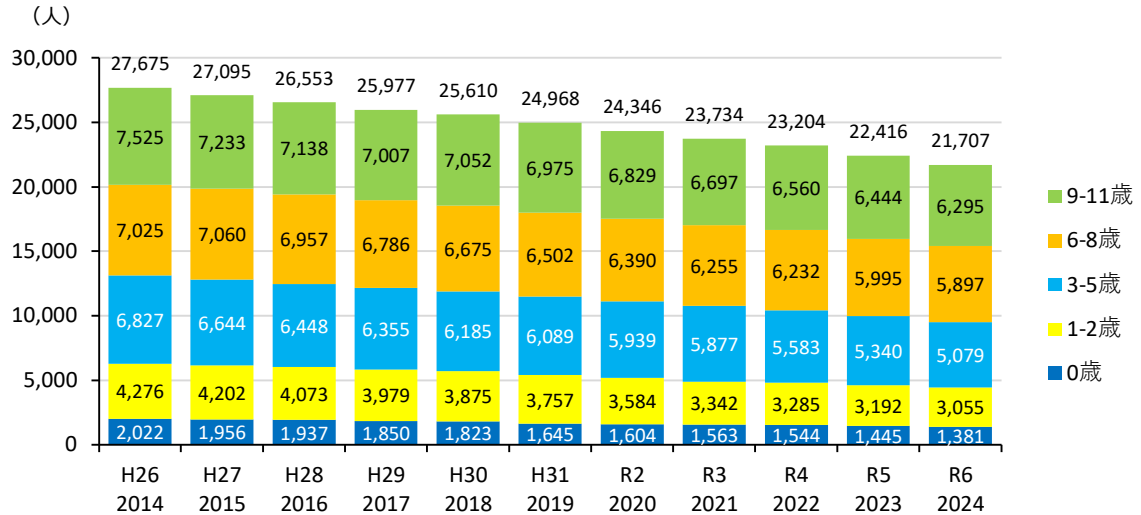


第2章 こどもと家庭を取り巻く状況

児童人口の推移

児童人口（0-11歳）は、平成26年（27,675人）から令和6年（21,707人）までの10年間で5,968人減少しています。

特に、0歳児は平成26年から令和6年までの10年間で641人減少しています。

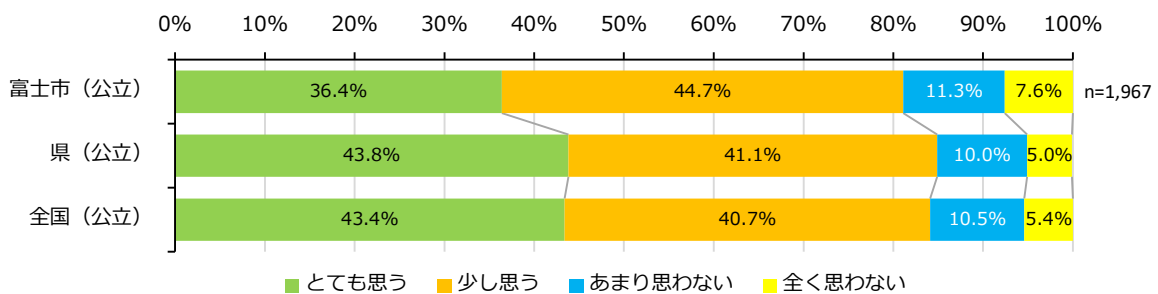


出典：富士市住民基本台帳（基準日4月1日）

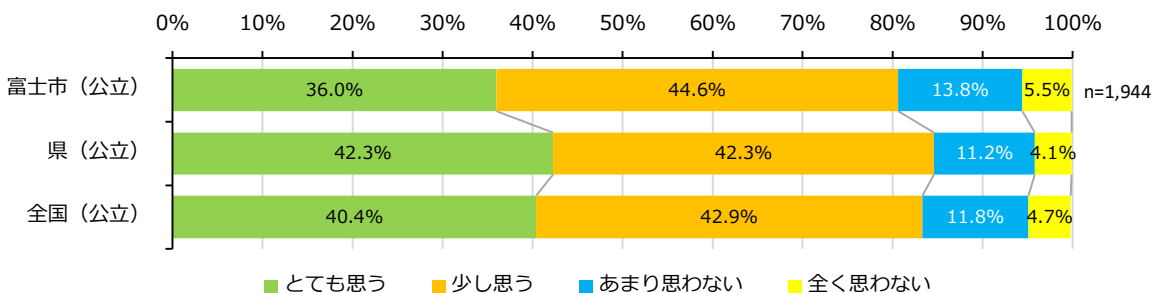
こどもの自己肯定感

富士市は、小学生、中学生ともに、全国や県に比べて「自分には良いところがあると思う」という問いに対して「とても思う」と回答した割合は低く、「全く思わない」と回答した割合は高くなっており、自己肯定感が低いことが伺えます。

【自分には良いところがあると思う割合（小学生）】



【自分には良いところがあると思う割合（中学生）】



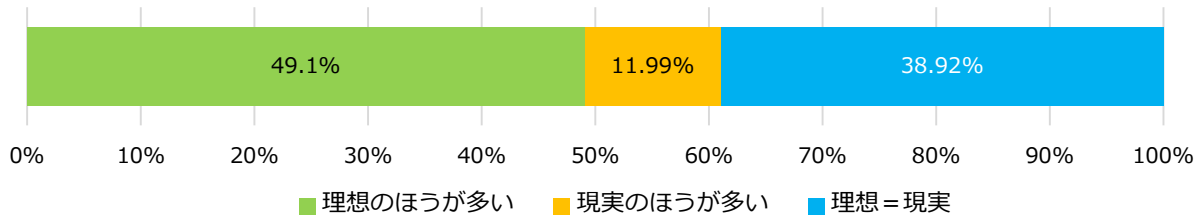
出典：文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

こどもの人数の理想と現実

富士市少子化対策アンケート調査（令和6年）では、理想的なこどもの人数の平均が 2.05 人だったのに対して、既婚者（離別・死別を含む）の実際のこどもの人数の平均は 1.48 人でした。
約半数の既婚者（離別・死別を含む）が「理想のほうが多い」と回答しています。

【こどもの人数の理想と現実の差について（富士市）】

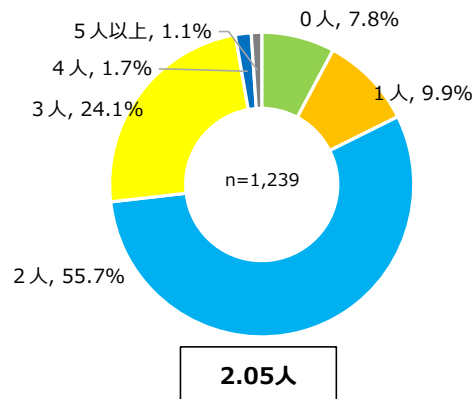
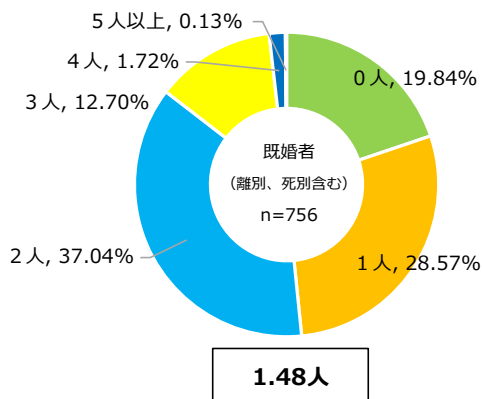
n=609



出典：富士市「少子化対策アンケート調査（令和6年）」

【実際のこどもの人数について（富士市）】

【理想のこどもの人数について（富士市）】



出典：富士市「少子化対策アンケート調査（令和6年）」

こども・子育て当事者からの意見

自分だけではなく、友達の意見も大切にしたいです。(小6)

学校でも、もっと自分で選べるが増えたらいいと思う。(中2)

子育てを地域ぐるみで手助けし、見守っていききたい。(18歳以上の市民)

インクルーシブ教育の取り組みをしてほしいです。(18歳以上の市民)

お母さんと一緒に寝たい。一緒にご飯を食べたい。一緒に遊びたい。(3歳/保育者聞き取り)

みんなが親しくなるような楽しい行事をしたら学校や家が楽しくなる。(小5)

もっと地域の人との関りを増やせばこの地域に住んでいる人も仲良くなるし、富士市のが好きになる人が増えると思います。(小6)

公園にサッカーゴールとかバスケットゴールとかを置いてほしい。遊ぶ場所がもうちょっとほしい。(中1)

学校内でもっと他学年と交流したい。(中1)

仕事と家庭の両立ができるか、常に不安が付きまとう。(子育て当事者)

就学後のこどもの居場所（特に低学年）の不足を感じます。(小学生の保護者)

結婚をして幸せになる未来が想像できていない。(若者)

基本理念

「こどもまんなか」 みんなではぐくむ やさしいまち ふじ

国のこども大綱や富士市子どもの権利条例の視点を踏まえ、全てのこどもが、どのような困難な状況にあっても、健やかな育ちが等しく保障される「こどもにやさしいまち」の実現に向けて、地域、育ち学ぶ施設、企業や団体、行政等が一丸となってこども施策を展開するため、本計画の「めざす姿（基本理念）」を掲げます。

施策を推進するための考え方

めざす姿（基本理念）の実現に向け、次の考え方を軸にして施策を推進していきます。

- 富士市子どもの権利条例の理念を具現化し、実践します。
- 子どもの権利を保障する、こどもにやさしいまちの実現に取り組みます。
- 児童憲章、富士市民憲章の理念を実践します。
- 法律・組織の縦割りによらず、こどもという存在を一体的に捉え、子どもの権利保障の観点から総合的かつ計画的に「こどもに届く」施策を展開します。
- こどもとともに社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーとして、地域、市民等、育ち学ぶ施設、行政が一丸となってこども施策を展開します。
- 若い世代が結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現でき、全ての人がいきいきと安心してこどもを産み育てることができるよう支援します。
※ 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう十分留意します。
- 全てのこどもをライフステージを通して切れ目なく支援します。

第4章 施策の展開について

基本目標1 こどもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち

子どもの権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちの実現をめざします。

施策 1-1 子どもの権利の理解促進

施策 1-2 こどもの多様な声を反映させる仕組みづくり

〈代表的な取組〉

- 子どもの権利の普及啓発事業
- 施策や施設の運営に当たってのこどもの意見を聴取する仕組みづくりの検討 など

基本目標2 誰一人取り残さずにこどもを支えるまち

一人ひとりのこどもが尊重され、誰一人取り残されることなく、健やかに成長・発達することができるまちの実現をめざします。

施策 2-1 こどもの居場所づくりの推進

施策 2-2 多様な境遇にあるこどもやその家庭への支援

施策 2-3 こどもの発達・成長に応じた支援

施策 2-4 あらゆる若者の自立と社会参加の支援

〈代表的な取組〉

- こどもの居場所創出事業
- こども家庭センターの運営
- ことばの教室事業
- ニート・ひきこもり支援事業 など

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育、学校教育環境が充実した まち

全てのこどもが夢や希望を持ち、個性や能力、可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ環境が充実したまちの実現をめざします。

施策 3-1 教育・保育、学校教育環境の充実

施策 3-2 質の高い教育・保育、学校教育の充実

〈代表的な取組〉

- 幼稚園・保育園等の施設の確保
- 園小接続の推進 など

基本目標4 切れ目なくこどもの育ちと家庭を支え、

安心してこどもを生き育てることができる まち

若い世代が将来に希望を持つことができるよう、また、安心してこどもを生き育てることができるよう、若い世代の視点に立って社会全体で切れ目なく支えるまちの実現をめざします。

施策 4-1 若い世代が結婚、妊娠・出産、就職、子育ての希望が実現できる環境づくり

施策 4-2 安心してこどもを生き育てることができる環境づくり

施策 4-3 仕事と家庭を両立できる環境づくり

〈代表的な取組〉

- キャリア教育支援
- 子育て支援センター事業
- ワーク・ライフ・バランス等の普及・啓発 など

基本目標5 地域全体でこども・子育てを支える まち

地域や企業、市民団体等に見守られながら安全・安心に過ごし、健やかに成長できるよう、こどもを社会全体で支えるまちの実現をめざします。

施策 5-1 地域全体でこども・子育てを支える環境づくり

施策 5-2 安全・安心な社会環境の整備

〈代表的な取組〉

- コミュニティ・スクール推進事業
- 防犯活動の推進 など

富士市子どもの権利条例

富士市では、令和4年4月に県内初となる「富士市子どもの権利条例」を制定しました。本計画では「富士市子どもの権利条例」の理念を具現化し、実践・推進していきます。

〈4つの権利〉

- 1 生命・生存・発達の権利…一人一人の個性が尊重され、安心して成長し、発達することができること。
- 2 意見表明権…自分の意見などを自由に表明することができ、受け止められ、尊重されること。
- 3 子どもの最善の利益…子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- 4 差別の禁止…あらゆる差別や不利益を受けないこと。



第5章 子ども・子育て支援の量の見込と確保方策

教育・保育施設等の圏域設定

幼稚園・保育園・認定こども園等の教育・保育施設の圏域は、小学校区を基本単位として、施設の配置状況や通園状況を踏まえながら、隣接する複数の小学校区を組み合わせ、「吉原西部」、「吉原東部」、「富士北部」、「富士南部」、「鷹岡・大淵」、「富士川」の6圏域に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業のうち、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）は、教育・保育施設の圏域と同じ6圏域に設定します。（その他の事業は、市全域を一つの圏域として設定します。）

教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

国の基本指針等や利用実績も踏まえ、計画期間における「幼児期の教育・保育施設等の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

認定区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
(1) 1号認定*及び2号認定*のうち教育ニーズが高いこども（幼稚園・認定こども園（幼稚園部））							
①量の見込み	人	2,175	2,103	1,998	1,928	1,886	
②確保の内容	人	2,543	2,543	2,543	2,543	2,543	
差（②-①）	人	368	440	545	615	657	
(2) 2号認定のこども（保育園・認定こども園（保育園部））							
①量の見込み	人	2,657	2,571	2,449	2,372	2,323	
②確保の内容	人	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	
差（②-①）	人	300	386	508	585	634	
(3) 3号認定*のこども（保育園・認定こども園（保育園部）・地域型保育事業）							
0歳	①量の見込み	人	305	295	285	275	267
	②確保の内容	人	430	430	430	430	430
	差（②-①）	人	125	135	145	155	163
1歳	①量の見込み	人	708	710	688	664	643
	②確保の内容	人	749	749	749	749	749
	差（②-①）	人	41	39	61	85	106
2歳	①量の見込み	人	826	798	800	773	747
	②確保の内容	人	939	939	939	939	939
	差（②-①）	人	113	141	139	166	192

※ 1号認定：満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望するこども

2号認定：満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とするこども

3号認定：満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とするこども

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の改定基本方針等を踏まえ、圏域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

地域子ども・子育て支援事業		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1)	時間外保育事業（延長保育事業）	人	1,456	1,405	1,350	1,292	1,245
(2)	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	日	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(3)	地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	人	26,538	25,901	25,236	24,345	23,467
(4)	一時預かり事業（幼稚園型）	人	72,470	69,426	66,034	63,701	61,475
(5)	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	人	9,445	9,075	8,683	8,365	8,051
(6)	病児・病後児保育事業	人	4,570	4,616	4,662	4,708	4,756
(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	人	6,898	6,795	6,459	6,228	5,932
(8)	利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1
	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型（保育コンシェルジュ）	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業	回	4,140	3,990	3,840	3,690	3,540
(9)	妊婦健康診査	回	19,320	18,620	17,920	17,220	16,520
(10)	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	人	1,332	1,284	1,237	1,191	1,142
(11)	養育支援訪問事業	人	520	520	520	520	520
(12)	子育て世帯訪問支援事業	延日	600	600	600	600	600
(13)	産後ケア事業	延人	4,050	3,900	3,750	3,600	3,450
(14)	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	人日	107	99	94	91	86
(15)	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	人	3,180	3,214	3,268	3,172	3,046

第6章 計画の推進体制と評価について

本計画は、児童福祉分野だけでなく、教育、保健、医療、就労等、様々な分野にわたるこども施策を対象としていることから、市の関係部局がより一層、組織横断的に連携を図りながら、こども施策を総合的に推進します。

また、職員一人ひとりが子どもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴いてこども施策を進める意識を高めながら、市全体で子どもの権利を基盤にした取組を推進します。

計画の推進に当たっては、こどもや子育て当事者等に対して、アンケートを行い、意見をいただくとともに、関係団体・機関と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況やモニタリング指標の把握、点検等を行い、富士市子ども・子育て会議等において評価を実施し、毎年度、公表をしていきます。

さらに、成果指標や個別事業の達成度把握を行うなど、富士市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じ、施策の見直し・改善を図ります。



富士市子ども計画(案)【概要版】

令和7年3月発行：富士市子ども未来部こども未来課 電話：0545-55-2731